

合併処理浄化槽設置事業費補助金制度 補助額改正について

袋井市では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置しようとする方に補助金を交付しています。

2027年度（令和9年度）より、以下のとおり補助額を改正しますので、お知らせします。

1 改正内容

(1) 補助額

〈新築・増改築を伴うもの〉

人槽	現行 (令和8年度)	改正後 (令和9年度～)
	限度額	限度額
5人槽	332,000円	254,000円
6人槽以上7人槽以下	414,000円	316,000円
8人槽以上10人槽以下	548,000円	418,000円

(2) 適用時期

2027年（令和9年）4月1日

制度内容について、詳細は、袋井市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/21/2/jokaso/1422625811230.html>

〈申請にあたっての注意事項〉

事業着手予定の10営業日前までに申請書をご提出ください。市予算の上限に達したら受付終了となります。

10月～11月頃に、補助基数確定となります。緊急の場合は、判明した時点で速やかにご相談ください。

※ 補助金の交付決定前に浄化槽工事に着手した場合は、補助金は受けられません。

〈お問い合わせ先〉

袋井市下水道課 下水道経営係

TEL : 0538-84-6081 FAX 0538-84-6083

E-mail: gesui@city.fukuroi.shizuoka.jp